三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字清進屋一五八〇六、一五八〇九、一五八一〇、字樅木沢一五九八九の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年八月四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡上松町大字荻原一五九〇の一、一五九〇の二、松本市安曇五九〇の二、一七三五の三、一七三五の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに松本市役所及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年八月四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県飯田市立石一三一六の一、一三一六の二、一三一七の一、塩尻市大字奈良井字綿沢一四五一のイの一七、下伊那郡泰阜村三一一三の一、七三九五の一、七三九五の三から七三九五の九まで、七三九七、七四四一の一から七四四一の一七まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに関係市役所及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年八月四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県飯田市南信濃木沢一四七二のイの三、一四七三の一、上水内郡小川村大字高府字寺向一〇二四六、一〇二四八、一〇二五一、一〇二五二、一〇二五四、字箕ノ輪一〇二五八、一〇二五九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに飯田市役所及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年八月四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里日影字東沖三三三のロの一、字平五〇四のロ、六四二のイ、飯山市大字一山字大神楽七〇四の一〇五・字田茂木平七二五の四六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年八月四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字奈良井字峠一のロ、字上峠一〇〇のイの一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年八月四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県長野市中条住良木字[illegible]つる二八九一、二八九三の一、二八九六の一、二八九七の一、二八九八、二九六七の四、鬼無里字サワラ一一〇九七のハ、一一一〇一の六、安曇野市明科東川手一〇四五二から一〇四五四まで、一〇四五五の一、一〇四五五の二、一〇四五六の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年八月四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県亘理郡山元町高瀬字南山神一の一五、一の一七から一の二九まで、一の三一から一の三八まで、一の四七、一の七八、一の八〇から一の一〇九まで、一の一七六から一の一八三まで、真庭字上新田二から五まで、一〇から一六まで、一九、二〇、二一の一、二一の二、二四から二六まで、三九、字新田三七の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字南山神一の四七・一の一八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）